

資料 2：各都道府県等に御協力いただきたい事項

1. 救済事業への行政協力

- ひかり協会が行う森永ミルク中毒事件被害者の救済事業については、かねてより御高配をいただいているところです。

厚生労働省からも、以下の3つの通知を発出し、都道府県等に対し救済事業への行政協力を依頼しています。

- 「(公財) ひかり協会の行う事業に対する協力について (依頼)」 **参考資料 1**

平成25年2月27日付け食安企発0227第1号食品安全部企画情報課長通知(平成3年7月8日衛食第91号通知の一部改正)

- 「(公財) ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について (依頼)」

参考資料 2

平成25年2月27日付け食安企発0227第2号食品安全部企画情報課長・障障発0227第2号障害保健福祉部障害福祉課長通知(平成19年1月22日食安企発第0122001号・障障発第0122001号通知の一部改正)

- 「(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力について (依頼)」 **参考資料 3**

平成25年2月27日付け食安企発0227第3号食品安全部企画情報課長・老高発0227第1号老健局高齢者支援課長・高振発0227第1号老健局振興課長・老老発0227第2号老健局老人保健課長通知

- また、高齢期を迎えた障害のある被害者が直面している「生活の場の確保」に関連して、前掲の施設入所等に関する通知を再度周知するため、各都道府県に対し以下の通知を発出しました。

- 「(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について (依頼)」 **参考資料 4**

平成28年9月26日付け事務連絡

この事務連絡においては、

- ・ 取組の具体例を示した上で、積極的な行政協力の継続
 - ・ 実際に支給決定等の事務を行う市町村への関係通知を含めた周知
- を依頼しています。

この趣旨を十分御理解のうえ、具体的には以下のような御協力をお願いします。

- ・施設入所やグループホーム等の利用希望被害者が円滑に入所・利用できるように積極的な行政協力を行う。
- ・医療的なケアが必要となり、一時的に施設を退所せざるを得なくなった被害者が、治療後スムーズに元の安定した生活の場に復帰できるよう調整を行う。

なお、現在、特に「生活の場」の確保が問題となっている被害者は、2018年度末の時点で55名となっており、そのうち約20名が、現在も安定した「生活の場」の確保に至っていませんので、引き続き積極的な御協力をお願いします。

2. 「森永ひ素ミルク中毒被害者等対策対象者名簿」について

- 森永ミルク中毒被害者は60歳代になられ、保護者の高齢化や社会情勢の変化等に伴い、救済事業は一層重要性を増しています。なかでも障害のある被害者に対する救済事業は、保健福祉サービスの提供等の行政協力が当該事業を推進する上で必要不可欠です。

- そのため、ひかり協会は救済事業の一環として、これら障害のある被害者の具体的なニーズを把握し、これらを記載した「森永ひ素ミルク中毒被害者等対策対象者名簿」を協会地区センター事務所等から関係都道府県窓口課に提出しているところです。

各都道府県で保管管理されている当該名簿について、個人情報取り扱い上、問題がなければ名簿の写しを被害者が居住する市町村に交付してください。

3. 行政機関・協会地区センター事務所等との連絡調整

- 救済事業に関する行政協力を円滑に推進するためには、担当窓口課のみならず、医療、保健、障害福祉、介護保険等を所管する部局、保健所等の関係機関、障害のある被害者の存在する市町村の関係部局や都道府県労働局等、極めて広範囲の行政機関並びに協会地区センター事務所等と十分な連絡調整を図ることが必要です。引き続き、関係者による懇談会の開催等によって、定期的な連絡の場をもたれるよう特段の御配慮をお願いします。

- また、提出のあった「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」の保管及び活用については、プライバシー等個人情報の保護に十分留意しながら協議検討し、障害のある被害者に対して、適切な保健福祉サービス等の提供が行われるよう御配慮をお願いします。

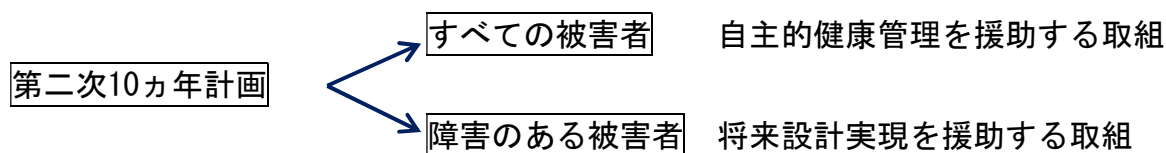
なお、協会地区センター事務所等から当該連絡調整の場への参加の要望、及び協会が主催する地域救済対策委員会等に出席依頼があった場合には、積極的に対応されるようお願いいたします。

4. ひかり協会における「第二次10ヵ年計画」への理解・協力

- 関係都道府県市におかれましては、障害者の方々が円滑に障害者自立支援制度を活用していただけるよう、関係部局と十分な連携のもとに対応されるようお願いいたします。

- また、「40歳以降の救済事業」を効果的に進めるため、平成13年度から平成22年度を計画期間としてひかり協会において策定された「第一次10ヵ年計画」は平成22年度をもって終了しました。

現在は、平成23年度から32年度を計画期間とした「第二次10ヵ年計画」が策定され、現在この計画に基づいた2つのブロック年次計画（「すべての被害者の自主的健康管理を援助するブロック年次計画」及び「障害のある被害者の将来設計を実現するブロック年次計画」）が、平成26年度から進められておりますが、本計画が円滑に実施されるためにも、行政協力は必要不可欠となっておりますので、関係都道府県市におかれましては特段の御協力をお願いいたします。



5. 健康管理手当の収入認定について

- 以下の通知のとおり、ひかり協会が創設した「健康管理手当」は、生活保護制度上収入として認定しない取扱いとなりますので、必要な事務が円滑に進められるよう、関係者に周知していただきますようお願いいたします。

- 「ひかり協会が「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と手当の生活保護制度における取扱いについて」 **参考資料5**

平成27年11月27日付け生食企発1127第1号生活衛生・食品安全部企画情報課長通知（平成26年8月28日食安企発0828第2号の一部改正）

6. 住所不明者の情報提供について

- 以下の通知のとおり、住所不明者の情報提供について、各自治体において通知の内容を踏まえ、御協力いただきますようお願いいたします。

- 「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について（依頼）」

参考資料6

平成26年12月3日付け食安企発1203第2号食品安全部企画情報課長通知

7. 障害福祉制度における給付と介護保険制度との適用関係

- 障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係については、以下の通知によって適用関係に係る留意事項が示されているところです。関係部局と連携の上、その運用に遺漏がないよう、御対応をお願いします。

- 「(公財) ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について (依頼)」 参考資料 7

平成31年 1 月10日付け事務連絡

この事務連絡においては、市町村において、障害者総合支援法に基づく介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、障害保健福祉部局と介護保険部局とが連携し、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者総合支援法に基づく介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努めることとし、障害のある被害者への支援の必要性や本人の意向を踏まえて、個々の実態に即した支給決定がなされるよう、市町村等の関係行政機関と緊密な連絡調整を図るとともに、管内市町村あて周知徹底するよう依頼しています。

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について 参考資料 7 の別添 1

平成27年 3 月31日障企発0331第 1 号・障障発0331第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長障害福祉課長通知（平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号の一部改正）

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について

参考資料 7 の別添 2

平成27年 2 月18日付け事務連絡

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の適用関係に係る留意事項について 参考資料 8

平成29年 7 月12日付け事務連絡

【事務連絡に示した適用関係の具体的な考え方】

- ① サービスの支給決定に際しては、市町村において、サービスの利用に関する具体的な内容や意向を把握した上で、個々の障害者の状況に応じたサービスが提供されることが必要である。

65歳を超えるまで、障害福祉サービスを利用していたものに対して、個々の障害者の状況を勘案せずに、介護保険サービスと障害福祉サービスの併用を認めない取り扱いは適当でない。

- ② 支給決定の際、公平性の観点から、一定の支給決定基準を設けることは適当であると考えられるが、その基準に該当しないことのみをもって、支給しないとすることは適当でなく、申請者の個別の状況によって決定されるものである。

(参考)「三者会談」救済対策推進委員会で報告があった事例

- 本人の障害特性から生活介護の継続が必要と考えられる被害者について、当初は「65歳になったら介護保険のデイサービスにまずは移ってもらう。その後、障害特性などから定着が難しければ検討することになる」と説明されていたが、国からの通知等を踏まえ、自治体において個々の状況に応じた検討をした結果、介護保険に移行する3ヶ月前に本人の状況を市が把握し、介護保険では難しいということであれば生活介護継続の判断を行うこととなった事例
- 事前に日常生活等の程度から要支援以下の判定となることも予想された被害者について、当初は現場のサービス担当者会議において「介護保険非該当であった場合（引き続き障害福祉サービスのみを利用する場合）、現在の（障害福祉）サービスの量をそのまま継続するのではなく、介護保険の要支援2程度の支給になる（つまり減少する）」と説明されていたが、市町村障害保健福祉担当課長会議での国からの通知の周知やひかり協会からの働きかけを通して、要介護認定の結果、要介護2と実態に合った区分となった。支給量に変化はなく、日中活動の場も、本人の希望のあった障害福祉の生活介護を継続できることになった事例

8. 保健福祉サービス等に関する行政協力について

- 被害者のニーズは、被害者自身の加齢、保護者の高齢化等が相まって変化しており、介護のためのホームヘルパー等を必要とする重度な被害者から就職及び生活訓練の場を希望する被害者まで多種多様です。
- 各々の被害者のニーズに応えるためには、被害者の障害や症状に応じた的確な判断が必要なことから、医療、保健、障害福祉、介護保険等を所管する部局や保健所、福祉事務所等の関係機関や市町村、都道府県労働局等と連携しつつ、また、「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」及び「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者要請内容」に記載された内容を踏まえ、積極的に対応されるようお願いします。